

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がいのある方が地域で暮らしていくためには、障がい者が抱える様々な生活課題について、地域住民や福祉関係者などによる把握及び関係機関の連携により、誰もが安心して暮らしやすいと思える仕組みづくりが求められます。

本計画における基本理念は、第5期江差町障がい福祉計画・第1期江差町障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）に引き続き、障がい福祉計画では「自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に」、障がい児福祉計画では「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する」という基本理念としています。

この計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正を基に、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」で規定する法律に沿った事項に即して、総合的な「障がい福祉計画」及び「障害がい児福祉計画」を定めるものとしており、平成30年3月に策定した第5期江差町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）にかかる各年度の点検・評価をし、その結果を踏まえて内容を見直し、令和3年度～令和5年度までの計画を以下の基本方針に沿って計画を策定します。

江差町の基本理念

障がい者福祉計画

自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に

障がい児福祉計画

児童は、適切な養育を受け、
健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する

2. 計画推進の基本方針

（１）障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない障がい福祉サービス等の提供

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の提供を実施します。

また、発達障がいのある方、高次脳機能障がいのある方及び難病患者等の方についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、障がい福祉サービス等の活用を促進します。

（３）地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、福祉施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備の為、国では各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点の設置を進めています。江差町は未設置であることから、令和５年度末まで圏域で整備することを目標とします。

また、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、町民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じて制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、障がい等の属性にかかわらず、様々な相談を受け止め、自ら対応または繋ぐ機能と多機関が協働して継続的に繋がる機能を備えた相談支援や相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援等、多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

（５）障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、児童及びその家族等に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り「切れ目のない一貫した支援」を提供する

体制の構築を図ります。

（６）障がい福祉の人材確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を確保していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などに取り組んでいきます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵みを受けることができる社会の実現のため、視覚障害者などの読書環境の整備に取り組んでいきます。

3. 施策の体系

施策の体系については、「障害者総合支援法におけるサービス」、「児童福祉法におけるサービス」「江差町独自に実施している事業」と大きく3つの区分に分類されます。

障害者総合支援法におけるサービスは、障害の種類や程度、居住の状況等により必要な支援が提供される「障がい福祉サービス（自立支援給付）」と心身の障害を除去・軽減するための「自立支援医療」、身体機能を補完・代替える「補装具」の支給があります。このサービスは全国共通の仕組みで提供されます。その他に市町村が決定する地域の実情に応じた柔軟な事業形態の「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

児童福祉法におけるサービスについては、都道府県が決定する障害児入所支援の他、市町村が行う就学前や就学後の療育等を支援する障害児通所支援とサービスを利用する際のケアプランに関する障害児相談支援のサービスに分けられています。近年は重症心身障害児や医療的ケア児への支援に対するサービスの充実が求められており、障害児通所支援の種類が増えております。

また、江差町独自に実施している事業としては、「障がい者等福祉タクシー利用助成事業」、「高齢者等外出支援サービス事業」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」や通所に対する交通費の助成の事業等を実施しております。

障害者総合支援法におけるサービス

障がい福祉サービス（自立支援給付）

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護 ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護 ・療養介護
- ・短期入所 ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練（生活訓練）
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・就労定着支援 ・自立生活援助

相談支援給付

- ・計画相談支援・地域移行支援
- ・地域定着支援

自立支援医療

- ・更生医療 ・育成医療
- ・精神通院医療

補 装 具

地 域 生 活 支 援 事 業

- ・理解促進啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業 他

児童福祉法におけるサービス

障害児通所支援

- ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
- ・医療型児童発達支援 ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

江差町独自に実施している事業

- ・高齢者等外出支援サービス事業 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
- ・高齢者等交通費助成事業 ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・子ども発達支援センター等／地域活動支援センター通所交通費助成事業
- ・障がい者等福祉タクシー利用助成事業

■障がいのある方への支援・障がいのある児童への支援

1. 障がい福祉サービス（自立支援給付）	
(1) 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ）
	② 重度訪問介護
	③ 同行援護
	④ 行動援護
	⑤ 重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	① 生活介護
	② 自立訓練（機能訓練）
	③ 自立訓練（生活訓練）
	④ 自立訓練（宿泊型）
	⑤ 就労移行支援
	⑥ 就労継続支援（A型）
	⑦ 就労継続支援（B型）
	⑧ 就労定着支援
	⑨ 療養介護
	⑩ 短期入所（福祉型・医療型）
(3) 居住系サービス	① 共同生活援助（グループホーム）
	② 施設入所支援
	③ 自立生活援助
(4) 相談支援サービス	① 計画相談支援（サービス等利用計画作成）
	② 地域移行支援
	③ 地域定着支援
2. 自立支援医療等	
(1) 自立支援医療等	① 補装具費の支給
	② 自立支援医療
	③ 療養介護医療
3. 地域生活支援事業	
(1) 地域生活支援事業	① 理解促進・啓発事業
	② 自発的活動支援事業
	③ 相談支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

		⑦ 日常生活用具給付等事業
		⑧ 手話奉仕員養成研修事業
		⑨ 移動支援事業
		⑩ 地域活動支援センター事業
4. 障がい者支援（その他）		
	(1) 町独自事業	① 障がい者等福祉タクシー利用助成事業
		② 高齢者等外出支援サービス事業
		③ 高齢者等交通費助成事業
		④ 地域活動支援センター通所交通費助成事業
5. 障がい児支援		
	(1) 障害児通所支援	① 児童発達支援
		② 医療型児童発達支援
		③ 放課後等デイサービス
		④ 保育所等訪問支援
		⑤ 居宅訪問型児童発達支援
	(2) 障害児相談支援	① 障害児相談支援
	(3) その他	① 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置
6. 障がい児支援（その他）		
	(1) 町独自事業	① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
		② 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
		③ 子ども発達支援センター等通所交通費助成事業
		④ 発達支援教室「あそびの広場」
		⑤ 地域子育て支援拠点
		⑥ 「いちいの会」の支援
		⑦ 特別支援教育の推進